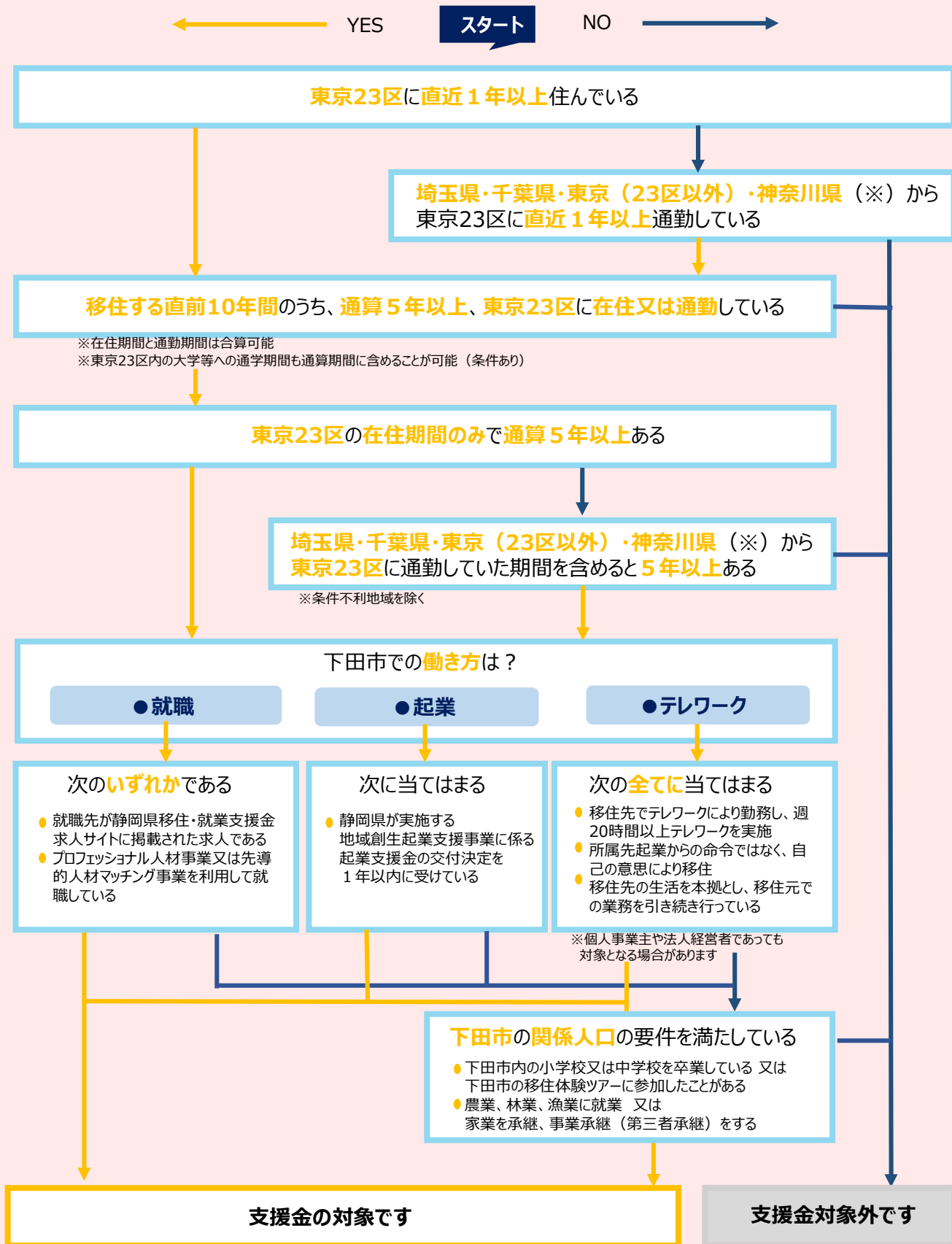


* 移住・就業支援補助金簡易フローチャート *

下記フローチャートにより交付対象者が簡易診断が行えます。



※フローチャートで「対象」となった場合でも、他の条件によっては対象外になることもあります。

制度の詳細内容は産業振興課地域経済促進係（0558-22-3914／sangyou@city.shimoda.lg.jp）にご相談ください。